

項目	地域	亀岡市（宅地開発等に関する条例）
適用範囲		<p>1. この条例は、亀岡市における次の各号に掲げる開発行為等に対し適用する。</p> <p>(1) 都市計画法第29条第1項及び第2項に係る開発許可申請を要する開発行為。ただし、自己用住宅のために行うものを除く。</p> <p>(2) 計画戸数2戸以上の集合住宅を目的とする建築行為</p> <p>(3) 都市計画区域外における500㎡以上1ha未満の開発行為。ただし、自己用住宅のために行うものを除く。</p>
公共施設等の計画及び施工		<p>1. 事業者は、開発行為等に必要な公共施設等の整備及び改修等について、市長が別に定める基準により、計画及び施工しなければならない。ただし、当該公共施設等について市長以外の管理者がある場合は、当該管理者の定める基準によるものとする。また、法令の許可等に係る基準が別にある場合はその基準によるものとする。</p> <p>2. 事業者は、道路、公園その他の施設に関する都市計画が定められているときは、その都市計画に適合するよう計画しなければならない。</p>
公共施設等の経費負担		<p>1. 事業者は、開発行為等の規模に応じて必要となる公共施設等の施工又は設置に要する事業費を負担しなければならない。ただし、市長が事業者において単独で施工又は設置を要しないと決定した公共施設等については、その経費の一部を負担させるものとする。</p> <p>2. 事業者が、公共施設等を共同で施工又は設置する場合の事業費は、前項に準ずるものとする。</p>
公共施設等の維持管理		<p>事業者が管理することとなる公共施設等がある場合は、その維持管理の方法等に関し、文書にて市に提出しなければならない。</p>
事業計画の周知		<p>事業者は、事業区域の見やすい場所に事業計画に係る標識を設置し、周辺住民等に対して事業計画を周知しなければならない。</p>
付近住民の意見の尊重		<p>事業者は、事業計画及び工事施工について開発行為等を行う敷地の周辺住民等の意見を十分尊重するものとし、説明会等によりあらかじめ必要な調整を図り、その経過及び結果等を市に報告しなければならない。</p>
公害等の防止		<p>1. 事業者は、開発行為等により発生するおそれのある騒音、振動、推進汚濁及び出水等（以下「公害等」という。）を未然に防止する措置を講じなければならない。</p> <p>2. 事業者は、開発行為等に起因して公害等が生じ、又は生じるおそれがある場合は、事業を中止し、その原因の除去に努めなければならない。</p> <p>3. 事業者は、開発行為等に起因して生じた公害等による被害の補償について責任を負わなければならない。</p>
コミュニティ関係		<p>事業者は、住宅又は集合住宅を目的とした開発行為等を行う場合は、入居予定者に対し、自治会への加入促進に努めなければならない。</p>
施行改正年月日		<p>昭和51年 8月11日施行 昭和60年10月 8日改正 平成 8年 5月 1日改正 平成14年 4月 1日改正 平成24年10月 1日改正 平成29年 4月 1日条例施行</p>